

議案第 号

和解することについて

次のとおり国家賠償請求事件に関し和解をしようするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)12月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、国家賠償請求事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 神戸地方裁判所令和6年(ワ)第880号国家賠償請求事件

2 当事者 原告

被告 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 森 臨太郎

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋 藤 元 彦

3. 和解の要旨

- (1) 被告宝塚市は原告に対し、金350万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告宝塚市は原告に対し、前項の金員を、本和解成立後速やかに、原告指定の口座宛に振込送金する方法により支払う。ただし、振込手数料は被告宝塚市の負担とする。
- (3) 原告は、被告宝塚市に対するその余の請求を放棄する。
- (4) 原告は、被告兵庫県に対する訴えを全部取下げ、被告兵庫県は訴えの取下げにつき同意する。
- (5) 原告と被告宝塚市は、本件に関し、本和解条項に定めるほか何らの債権債務も存しないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第 号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立中学校（以下「本件中学校」という。）に在籍していた原告（以下「当該生徒」という。）は、XXXXXXXXXX、中学校の部活動の活動中、同部顧問であった教員から体罰を受けて、頸部筋損傷、腰部挫傷、右肩挫傷、左肩挫傷、左下腿挫傷により、加療に7日間を要する負傷を負ったとする診断書の提出があり、後に、心的外傷後ストレス障害を発症した。

また、当該生徒はXXXXXXXXXX、本件以降、複数回登校したのみでXXXXXXXXXX以降は卒業まで一切登校することが出来なかったほか、心的外傷後ストレス障害を発症した影響で、現在も通常の日常生活を送ることが出来ていない。当該生徒が本件事案によって負った損害について、宝塚市及び兵庫県は国家賠償法上、これを賠償すべき責任があるとして、令和6年5月14日付けで、原告らは本市及び兵庫県を相手方として神戸地方裁判所に国家賠償請求事件を申し立てた。

今般、神戸地方裁判所より和解案が示されたことを受け、市としても、早期解決を図るためにも本件和解案を受け入れて、和解しようとするものである。